租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税１） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税 1）
		②	上記以外の税目	所得税：外、相続税：外、その他の国税：外、個人住民税：外、不動産取得税：外、固定資産税：外、事業所税：外、その他（都市計画税：外、地方消費税：外）、関税：外
3	内容			《制度の概要》 本制度は、土地収用法第３条第 22 号に規定する博物館法による登録博物館に関する事業のため、土地等が収用又は買取りの対象となった場合に適用される租税特別措置である。 （法人税関係） 登録博物館に関する事業のために資産が収用され、補償金を取得した法人を対象として、当該法人が収用等により譲渡した資産に代わる資産（代替資産）を取得した場合に、租税特別措置法第 64 条第１項第１号に基づき、補償金等に対応する譲渡益の範囲内で圧縮記帳を行うことにより課税の繰延べを認める措置である。
				《関係条項》 土地収用法　第３条第２２号 租税特別措置法　第６４条第１項第１号
4	担当部局			文化庁参事官（文化拠点担当）付
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和３年度から令和７年度まで
6	創設年度及び改正経緯			創設年度：昭和 34 年度 土地収用法第３条第 22 号に係る課税の特例創設 改正経緯：令和３年度 博物館法改正（博物館登録制度の見直し）に伴う所要の見直し
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年、社会的・地域的課題への対応など、博物館に求められる役割が拡大・多様化している。博物館が、これらの課題に対応していくため、その活動と経営の改善・向上を促進するための制度改正を行う。
				《政策目的の根拠》 博物館法　第１条
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標１２　文化芸術の振興 施策目標 12－1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 12－4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
		③	租税特別措置等により達成しようと	土地収用法に基づき、譲渡を行った法人が課税の特例を受けることが可能になることによって、法人から「登録博物館」の運営等に必要な土地等の譲渡が円滑に行われ、博物館の活発な運営を推進する。

			する目標	
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	博物館法に基づく登録制度について、法人による土地等の譲渡に関する課税の特例を設けることで、各博物館が活動と経営を改善・向上するインセンティブとなり、社会・地域において求められる役割が拡大・多様化している博物館の活性化につながる。
9	有効性等	①	適用数	本措置は、土地収用法第3条第 22 号に規定する登録博物館に関する事業のために行われる収用等を対象とするものであり、その適用は当該事業の実施及び収用等の発生に依存することから、適用機会は限定的である。
				【算定根拠】 －
		②	適用額	本措置は、収用等に伴う譲渡益課税の繰延べを認めるものであり、適用額及び税収への影響は個別事案の発生状況や代替資産の取得状況に左右される。このため、適用額等の実績について網羅的な把握を行うことは困難である。
				【算定根拠】 －
		③	減収額	上記②に同じ。
				【算定根拠】 －
		④	効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 本措置は、適用機会は限定的であるものの、登録博物館の整備・運営基盤の維持及び充実が図られ、文化資料等の保存・活用や教育活動の継続的な実施への寄与が期待される。また、地域における文化芸術活動や学習機会の提供拠点である登録博物館の機能強化を通じて、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実に資するとともに、文化芸術を推進するプラットフォームの形成への貢献が期待される。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 －
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 適用額等を網羅的に把握することは困難であるものの、代替資産の円滑な取得に資する制度として一定の政策効果が期待され、各博物館が活動と経営を改善することを促進・支援するためのインセンティブとしてその活発な運営の推進への寄与が期待される。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 －
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置は、土地収用法第3条第 22 号に規定する登録博物館に関する事業のために行われる収用等を対象とするものであり、その適用は当該事業の実施及び収用等の発生に依存することから、適用機会は限

				定的であるが、代替資産の円滑な取得に資する制度として一定の政策効果を有することが期待される。
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、譲渡益に対する課税を免除するものではなく、圧縮記帳を通じて課税を将来に繰り延べる措置であるところ、本措置によって、登録博物館の整備・運営基盤の維持及び充実が図られ、文化資料等の保存・活用等に寄与することが期待されることから、その必要性及び公益性は高い。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	法改正により現行措置の枠組を変更することに伴い、既に租税特別措置によって講じられている特例に所要の措置を講じるものであるため、その妥当性に変わりはない。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	登録博物館の整備・運営に対する補助制度等が直接的な支援を行うのに対し、本措置は税負担の調整を通じて間接的に支援するものであることから、他の支援措置と相互補完的な役割を担っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本措置は、社会・地域において求められる役割が拡大・多様化している博物館の活発な運営への寄与が期待されるものであり、その相当性はある。
11	有識者の見解			本措置は、博物館の活動・経営の改善・向上に寄与するものとして評価できる。また、課税の免除ではなく繰延べ措置であることから、過度な優遇策ではなく、妥当の範囲内と考える。ただし、適用機会が限定的であり、政策効果の把握が難しいにしても、今後は評価のために利用実績の把握には努めるべき。
12	評価結果の反映の方向性			本措置は、登録博物館に関する事業の円滑な実施を支援するための税制上の措置として意義を有していることから、現行措置を維持する。令和９年度中に、土地収用法を所管する国土交通省と連携し、より一層適用数等の実績や政策効果を把握するなど、本措置の必要性及び有効性等を不断に検証する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和３年８月